

03/06/30 社会保障審議会 児童部会 第2回 社会的養護のあり方に関する専門委員会議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

第2回社会保障審議会児童部会社会的養護のあり方に関する専門委員会議事次第

日時：平成15年6月30日(月)10:00 ~ 12:02

場所：経済産業省別館第1111会議室

1. 開会
2. 議題
 - (1) 第1回専門委員会の論点整理
 - (2) 主な検討課題
 - (3) その他3. その他4. 閉会

上村課長補佐

それでは、時間でございますので、ただいまから第2回「社会保障審議会児童部会」「社会的養護のあり方に関する専門委員会」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の会議は、庄司委員が御欠席ということでございます。

では、議事に入りたいと思います。松原委員長、よろしく願いいたします。

松原委員長

おはようございます。お忙しい中をどうもありがとうございます。

社会的養護のあり方に関する専門委員会の第2回を始めさせていただきたいと思います。

最初に、事務局の方から今日お手元にお配りをしました資料の確認と説明の方をお願いいたします。

上村課長補佐

それでは、資料の確認をさせていただきます。

上から順番に座席表。

社会的養護のあり方に関する専門委員会、第2回議事次第。

資料1、主な検討課題(案)

資料2、社会的養護のあり方に関する専門委員会、第1回検討課題及び各委員発言状況。

資料3、児童虐待の防止に関する専門委員会の報告書のとりまとめについて。

資料4、社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書。

参考資料1、参考資料2、参考資料3、参考資料4まででございます。

お手元に以上の資料がございません場合は、お知らせいただきたいと思います。事務局よりお渡しいたします。

続きまして、審議官よりごあいさつをお願いしたいと思います。

渡邊雇用均等・児童家庭局審議官

突然振られまして、前回、欠席させていただきまして大変失礼申し上げます。

虐待の専門委員会の方もおまとめいただき、そして児童部会でも報告をさせていただきましたけれども、幾つか、この社会的養護の専門委員会に関わる施設体系、その他の問題、もう少しこの秋までに詰めなければいけないところがあります。そこを何とか整理していただくと、来年度に向けて全体の議論の整理ができるんじゃないかという大変大きな期待を集めている専門委員会でございます。是非、自由闊達かつ生産的な御意見、あるいは事務局に対する叱咤等をいただきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

梶原児童福祉専門官

それでは、資料1の主な検討課題(案)について御説明をさせていただきたいと思います。

前回お配りした資料から一部修正をさせていただいておりますので御案内いたします。

まず、1番の項目でございますが、2番目の が、前は役割分担という記載がございましたが、これは役割分担というよりは、機能と協働というところに力点を置きまして、役割分担のところを果たすべき機能と協働という形に変えさせていただきました。

2番目の施設養護のあり方の項目でございますが、前は括弧書きはございませんでしたが、施設サービス体系、いわゆる今の施設種別全体について御検討いただきたいということで、括弧書きで「(施設サービス体系のあり方等)」というのを加えさせていただきました。

その中の施設の小規模化というところでございますが、誤解があるとまずいと思ひまして、ケアの形態の小規模化ということで1項目加えさせていただきました。

それから、全般でございますが「児童」という表現がございますが、固有名詞以外につきましては「子ども」という言い方に書き換えさせていただいております。

3つ目の でございますが、ケアの連続性の確保のところ、年齢要件によるという問題がございますので、ここを新たに「(年齢要件による措置変更等の問題の解決)」ということで括弧書きで書き加えさせていただきました。

それから、下から2番目の に新たに一時保護機能ということで書き加えさせていただきました。これは、児童部会の中で、今、児童相談所のことについて検討しておりますが、その中の一時保護機能という中で施設の活用という話題が出ておりますので、その受け皿ということで、一時保護機能のあり方ということで1項目入れさせていただきました。

3番目の部分でございますが、前は地域ケアという表現をしておりましたが、ここを「(里親・グループケア等)」という形で括弧書きで加えさせていただきました。

新たな項目として「里親機能の拡充」という項目、里親の形態その他の議論の材料がなかったものですので、ここに1つ拡充という形で項目を加えさせていただいております。

4番として、新たに「4. 家族関係調整及び地域支援について」と、これも委員の御指摘の中で施設に入る子どもの話だけしかないということで、家族という部分と地域ケアの部分を加えさせていただいて、新たに4番という項目を設けさせていただいております。

5番目の項目でございますが「年長児童」という表現をしておりましたが、年齢のこの部分でいろいろと御議論があると思ひますので、ここを年長の子どもや青年という形で表現を変えさせていただいております。

6番目でございますが、1つは「サービス強化の実施及び」という形でアセスメントと2つ項目があった部分を2つに分けさせていただきまして「施設入退所等に関するアセスメントの策定」という項目と「サービス評価の実施」と2つに分けさせていただいたと思ひます。

戻りますが、4番のところ、地域におけるサポートシステムというものを入れさせてもらっております。

以上、項目を一部修正をさせていただいておりますので、御検討いただければと思ひます。お願いします。

唐澤家庭福祉課課長

西澤先生がお見えですので、一言自己紹介をお願いしたいと思います。前回お休みでしたので、正式にお願いしたいと思います。

西澤委員

大阪大学の西澤でございます。ちょっとかけさせていただきます。

前は、何かのほかの事情で休ませていただいて、今日はおまけに道に迷って、何回この辺りに来ても絶対に道に慣れないもので、大変遅くなって申し訳ございませんでした。

よろしくお願ひいたします。

松原委員長

そうしましたら資料がずっと続きますが、このあり方に関する専門委員会の方で議論をして、ここが重要な柱になりますので、まず資料の1を確認するというので、実は、これに沿って議論をしていけば、またいろいろと中身は変わってくるかとも思うんですけども、ただ、大きく6本とその他を入れて7つの柱立てでいいのか。それから議論をスタートするに当たって、1から6、7までの下の 印について加除、訂正する部分がないかどうか、ここを確認をして更に細かい議論をしていくという段取りにしたいと思ひます。

したがって、この柱立て、あるいは今日事務局の方から提示をいただきました、その下の小項目について、この時点で議論をスタートするに当たって、この点について付け加えたい、削るものはないとは思ひます。

ども、あるいはこの点をこういうふうに修正をしておきたいということがありましたら、まず、そこから皆様方の御意見を伺いたいんですが、いかがでしょうか。

加賀美委員、お願いします。

加賀美委員

事務局の方で、前回の議論を踏まえた上で、修正を加えていただいたということで、大分中身が見やすくなったなというように思っております。

ただ一点、今のケアの連続性の確保の問題でございますけれども、ここにあって括弧書きが付いたということで、本来のケアの連続性の意味が少し違ってきてしまっているというふうに感じます。

と言いますのは、取りも直さず、ここでケアの連続性を年齢の問題で表現したというのは、まさに乳幼児の扱いの問題であろうということはわかりますけれども、そのことはそれとして、それ以外にケアの連続性の意味が社会的養護のところで、実は養育の実態との問題で、そのシステムそのもののあり方、入口から出口までというか、そういう質の問題としてのケアの連続性がなくなってしまうので、是非それも含めてのケアの連続性だというふうに解釈をするような文言にしていきたいというふうに思います。

松原委員長

そうしましたら、例えばこの括弧の中を年齢要件による措置変更・施設内のケアの連続性と、そういうような形で、それで等というふうに入れたらいいですかね。

高橋委員

今の加賀美委員のお話につながるんですけども、ここに措置変更という言葉が入ると、今、先生がおっしゃっているような基本的に社会的養護を考えるということの中で、ある意味では拘束されていくんではないかと思えます。

ですから、いわゆる業種を超えたケアということを考えてみるとすれば、余りここに1つの領域というものが意識されない方がいいような気がするんですけども、つまり乳児院から児童養護施設への措置変更ということが前提になっていくんではないかと思うんですが、そうではなくて、今回の法改正に向けてであれば、やはり施設養護という体系をもう一回考え直すということもここにはあるんではないかと思うので、措置変更という言葉はいかがなものかと思うんですが。

松原委員長

この辺は皆さんの御意見を伺いましょうか。

資料の2を見ていただくと、前回からのいろいろな発言の中身なども出ておりますので。

どうぞ。

加賀美委員

私が言い出した手前、今のお話は、確かにこれからの議論とすれば、そういう発展だろうと思います。

冒頭で委員長さんからお話いただいたように、今回の柱立ての中身について、のところも、ここで文言を決めたから、それにフィックスして今後行くというお話ではないということであれば、一応現状で課題になっている年齢の問題というのは、乳幼児の問題の問題のところは一応課題にもなっていますから、一応それを議論する意味でも上げておいて、なお、中身のケアの連続性の問題というのはそれとして挙げておいていただいて、また今後の議論かなというふうに思いますので、いかがでしょうか、今の時点では。

松原委員長

もう1、2御意見を伺ってまとめたいと思いますので、どうぞ。

奥山委員

ちょっと視点を広げて考えると、子どもの側からしてみると、入所することにも、それから退所することにも、やはりケアの連続性が必要とされているわけです。

だから、家庭へ帰る時にもケアの連続性を保つことが重要です。社会的養護のあり方の中でも勿論検討されるんでしょうけれども、4番のところともかなり影響してくる問題なのかなというふうに思います。

書き方としては、サービスを提供する側の視点に立った書き方なんですけれども、子どもの側から見れば一貫した生活ということが必要ですね。そういう子ども側の視点も置いておかなければいけないと思います。

松原委員長

大切なことだろうと思います。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

野田委員

私も、ここでの書き方はともかくとして、このケアの連続性ということを社会的養護に関心のある方々がお聞きになると、実に多様な、場合によってはこの中の1つの柱を超えてしまうほどの、例えば通常の処遇とレスパイト・ケアの問題であるとか、実に多様なところでこれをイメージしてしまうだろうというふうに思うんです。

そういう意味では、ここでの検討素材として、挙げ方というのは皆さん課題が共有できていると思うので、それでいいと思いますが、むしろ、外へ持っていく、あるいはこれが外に出たときにこういうことは、やっていないのかみたいな形のところとの調整をどうするかという、やや技術的な印象は持っていますが、いずれにしてもケアの連続性という言葉だけで縛ろうとしたときには、相当広い範囲が含まれるだろうということを改めて確認できれば、後の技術的なことは、私はどちらでもいいように思います。

松原委員長

ありがとうございました。何人かの委員の方に、では四方委員どうぞ。

四方委員

私も同じような意見を持っておりまして、むしろこの問題は最重要な課題でありまして、実に子ども一人ひとりのアセスメントによってケアの連続性がいかに保たれるかというのが、施設体系を見直すことについても基本的な要件ではないかなと思いますので、加賀美先生の御提案のとおりで措置変更等ということになりますと、そちらの方に議論が傾いてしまうのではないかなという感じはいたしております。

松原委員長

ありがとうございました。中身の議論が大切だという御意見もございましたし、それから高橋委員の御発言もあって、これ全体に関わる問題だという認識は皆さん一緒だと思うんですが、2番のところの、まさに事務局が修正をさせていただいたところで、括弧書きのところ1つ施設サービス体系のあり方ということが入っておりますので、これ全体を見直すんだということを確認をし、それから奥山委員の発言も大切なことですので、ケアの連続性の確保の中に、例えば子どもに対する連続的なサービスの提供、そして具体例として年齢要件による措置変更等の問題というふうに、そんなような形で整理をさせていただいて、あと幅広く議論ができるような形にしておけたらと思います。

ほかにいかがですか、では中田委員。

中田委員

この中でいくと、2のその他と、5のその他ぐらいになるのかもしれないんですが、今、児童養護施設の場合は、年長児と言われる子どもはかなりいろんな課題を抱えているんですが、これが社会へ出るまでのトレーニングをやるということが、大きな課題なんですけど、どっちに入れたらいいのかわかりませんが、かなり実践的にも非常に困っている問題で、考え方を整理していただいて、行政的にも分園型自活訓練事業というような形で現に制度があるんですが、中身そのものについては、非常に制約があるというようなこともあるので、養護体系の中に俗に言うリービングケアという、私はいい言葉ではないと思うんですけど、リービングケア的なものを1つの柱に、考え方としていただかないといけないかなと思います。

松原委員長

この点は、武田委員、徳地委員御発言はありますか。

徳地委員

私も、年長児に対して非常に興味がありまして、現在、統計を見ますと年長児が35%、全国の児童自立支援施設に入っております。その中で、今申しましたとおり、被虐待を受けた子どもが大体全国で60%、当武蔵野学院

では80%がそのような対象ということなんです。

そういうふうな子どもに対しては、なかなか入口はあっても出口がないというのが現状ですので、その辺は後で詳しく説明しようかと思っております。

武田委員

中田先生のおっしゃった内容は、多分5番でやった方が、2番でやるとすごく広い内容の中の一部になってしまふので、むしろ5番で取り上げていただいた方がいいかなと思いました。

それから、自活訓練だとか、自立支援だとか、自立援助だとか、いっぱいそういう言葉が出てくるので、そういう意味でも5番の方に入れておいていただいた方がいいかなと思いました。

松原委員長

とりあえず、どの言葉を使っておきましょうか。

武田委員

その議論も含めてになると思いますので、ゴシックになっているので自立支援と、だけどこのことも含まれてくるといことになると、それ以外がどうなるのかということになるので、ちょっと今、判断がつかないですね。

松原委員長

そうしたら、1つ を起こすか、ここの最初の のところの年長の子どもや青年に対する支援の中に、住居・就労等になっていますけれども、ここに少し生活というような言葉を入れておきましょうか、生活・住居・就労というふうにしましょう。

では、野田先生の方からお願いします。

野田委員

ケアの連続性ほどではないんですが、ちょっと大きなテーマとして提案させていただきたいんですが、結論から申しますと、1つは教育あるいは学校教育の問題をどのようにこの枠組みにかぶせるかということです。

状況としては、御承知のとおり、今、施設内では施設に入っている不登校の問題とか、あるいは児童自立支援施設に学校教育の実施が求められているけれども、なかなか進まないとか、各パート、パートでいろんな課題があるかと思えます。そういう意味でどの部分にどう入れ込むかというのが落ち着かないので、委員長に御苦労かけることになるかと思えますが、1つは少なくとも施設養護における教育保障の課題ということはあるかと思えます。

それから、里親の要綱でしたか、あの辺りの中にも地域と学校との連携みたいなことは言われているんですが、一方からのラブコールだけではなかなかうまくいかなくて、その辺りをどのように読み込んでいくか。あるいは4番の家族、地域支援の中にも当然教育等のことがあります。

それから今、議論のありました5番目の年長の子ども・青年のところでの支援でも「(住居・就労等)」となっているんですが、一般的にこの年齢の子どもというのは、普通は進学がファーストチョイスで、そうでなくて自活できるように就労というような選択肢が普通だろうと、そういう意味ではここの部分は、勿論等の中に含まれているんだと言えばそうなのでしょうけれども、メインとサブの関係はありますから、やはり教育、あるいは進学、就労、あるいはもう少し広い意味での教育保障というようなことを書くところでそれぞれの視点に入れておく必要があるのかなと、厚労省だけの所管ではないということは重々承知なんですが、子どもの視点から見れば、やはり大きな課題かなと思えますので、御検討いただければと思います。

松原委員長

大切な問題ですし、1から6まで貫く縦系の1つだと思えますので、そういう意味で、メインとサブというような理解ではなくて、その他、虐待の専門委員会のところでも、すごく大切な部分で全体に関するようなことで、虐待という用語を考えましょうというのが一番後ろの方に入っていますので、そういう意味で教育の問題その他のところに含めさせていただいて、教育との連携というようなことを一つ挙げさせていただくと、それから先ほど年長のところの の1つ目を生活・住居・就労にしましたけれども、そこに進路が進学か教育かという文言を入れさせていただいて、議論のスタート台にするということにしたいと思えます。

ほかにいかがですか、どうぞ。

兜森委員

修正していただきました柱立てを見せていただいて、私は母子生活支援施設の立場で申し上げるんですが、社会的養護、それから施設養護、あるいは家庭的養護の3つの関わりの中で、母子生活支援施設の立つ位置というのは、一体これからどこに入っていくのかなということ非常に迷っているんです。

つまり、言わば家庭に復帰する前の一時的な機能を果たすこともできるでしょうし、あるいは親子を分離する以前の、あるいは観察的な施設としての機能を果たすことも恐らく期待できるというような側面からしますと、母子生活支援施設の今後と申しますか、その一点を加えていただければ大変ありがたいと思います。

松原委員長

2、3、4場合によると5も含めて、生活支援施設にすべて関わっていらっしゃる部分だと思うので、どこに母子生活支援施設というのを、固有名詞を出すかどうかも含めて。

西澤委員

済みません、まだ議論についていっていないで申し訳ありません。ただ、今ちょっと思ったのは、各それぞれの種別の施設ということを枠に置いた上でこれを検討すると、結局何もいじれなくなるというようなことを感じてしまうんです。だから、各種別の施設を一回頭から抜いて全体像を議論した中で当てはめていきなり、修正するなりというような、そういう議論の進め方をしないと、余りプロダクティブではないかなという気がしました。

松原委員長

おっしゃるとおりですね。どうぞ。

兜森委員

確かに御指摘のとおりだと思います。ただ、私の申し上げ方がとてもまずかったんだというふうに思いますけれども、議論を進めていく上で、実はさっきから考えているのは、2番の施設養護のあり方の地域支援機能だの、在宅支援機能強化とか、あるいは4番の家族関係調整及び地域支援のところの家族の支援というところで母子生活支援施設のこれからの仕事、あるいは現在している仕事というのは議論できるのかなという思いもしていたんですが、何と申しますか、ちょっとそれだけでは弱いのかなという感じがしたものですから、先ほど申し上げました。

松原委員長

西澤委員のおっしゃったことを少し整理させていただいて、ここは各種別の今までの議論を基にしてというのは全体像を見直すということでやっていきたいと思いますので、その中で是非兜森委員の方にも積極的にそれぞれの項目で発言をしていただきながら、今ある母子生活支援施設としてどんなことができていいのか、何が課題かということとその都度御発言をいただくということで、この専門委員会として議論に積極的に参加をしていただきたいというふうに思います。

松原委員長

では、奥山委員の方からお願いします。

奥山委員

結局、今あるもので私たちは考えているのですが、それ以外の必要性も考えなければならないと思います。今の御発言なんか、母子というものの全部に支援が必要なある一群の人たちがいることですね。ですから、いわゆる普通の家庭があって、かつ社会的養護があって、また家庭に戻るとか、あるいは自立するというラインだけではなくて、ほかにもいろんな状況が有ると思います。

その1つで、私はかなり前から心配しているのは在宅医療の問題です。医学が進歩してかなり慢性疾患のお子さんたちが増加し、在宅医療をしている子どもが増加しています。在宅医療をしているお子さんたちが家庭で育たなくなったときに行き先がすごく困ることがかなりあるんです。

そういう意味では、少数ではあっても今までの社会的養護の体系の中からはみ出してしまう人達にも受け入れられるような体系というのを考えていきたいと思います。

松原委員長

これも大切な御発言で、御発言そのものを記録にとどめて、議論の中でまたしていきたいと思います。ほかにはいかがですか、どうぞ。

中田委員

多分その他になると思うんですが、発生的主義というのは生活保護からスタートしたものですから、やむを得ない点もあるのかもしれませんが、今、統計なんかを見ていると、人生3回くらい転居をしているという平均的な統計があると思うので、そうなってくると、保護者もやはり移動するわけです。

それから、里親なんかも他府県の里親は全部機能していないというのは、県を越えれば可能性があるというような場合もありそうなので、基本的に発生地主義という、行政的には非常に難しく、長年それでやってきているので、難しいことはあるようですけども、是非それも議論をしていただけたらと思います。

松原委員長

おっしゃったとおり、その他のところになるかもしれませんが、いわゆる広域措置と言いましょか、そんなようなこともできれば議論していきたいと思います。

だんだん少し個々細かい問題になってきたので、もしよろしいければ、今度はこれを前提にして細かい議論に入っていきたいと思うんですけども、柱立てあるいは のところでこれという御意見がほかになければ、では才村委員、それから高橋委員どうぞ。

才村委員

確認ということでお聞きしたいんですけども、もともと措置体系という形で児童相談所とそれから施設というところであるかと思うんですけども、児童相談所の役割、これは当たり前のことなんで、すべてにかかっていると思うんですけども、児童相談所と施設との役割、それとほかにも地域サポートシステムであれば、児童家庭支援センターとか、子育て支援センターとかいろいろあると思うんですけども、そういうふうな援助の中での施設の役割、児童相談所の措置をする側の役割というものが全般にかかっているというふうに考えたらよろしいんでしょうか。

松原委員長

そのとおりです。高橋委員お願いします。

高橋委員

今、才村委員がおっしゃったことであるわけですけども、結局、社会的養護を必要とする子どもたちというか、逆に言えば、そういう子どもたちがどういうふうに自分の権利擁護を主張していけるのかという意味でのジャッジをどこがするのかという意味でのアセスメントを児童相談所が明確にしていくということでの社会的養護というのが明らかになっていくのではないかと思うので、やはり児相の問題が何か欠落しているような気がするんですけども、児相はやるのかどうするのか、もう業種を超えてというこの委員会の前提であるということであれば、アセスメントの問題も検討する必要があるのではないかと思います。

松原委員長

この専門委員会ができる過程の中で、虐待に関する専門委員会、その議論の中で随分アセスメントの議論もしておりましたし、そういう流れの中で出てきておりますので、その話も必要なことだろうと思います。

そういう意味では、私の方から、に加えるのか、議論の中でしていけばいいのかが少し迷うところなんですけども、虐待の方の専門委員会の方で出ていた議論で、いわゆる施設の階層化みたいな話も出ていて、資料2には基幹施設というようなものも出ていますが、例えば施設の小規模化をしていけば、それを支えるようなシステムというのが必要になってくると思うんです。ですから、施設サービス体系のあり方、全般を見直す中でそういう施設サービス、あるいは施設サービス体系をサポートするシステムを考えるというのを入れて議論をしたいなと思うんですが、この点はいかがでしょう。で起こした方がいいのかどうかということを含めて、何人がそういう意味では同じ委員会に所属されている委員の方もいらっしゃるんで、ちょっと御発言をいただきたいんですけども。

特によろしいですか、それでは施設養護のあり方のところで、施設サービス体系のサポートのあり方というこ

とで、1つ を起こして、ちょっと文言は悪いかもかもしれませんが、後で議論の中で修正をしていただくとして、だけ起こして後で の文言も変わるということも含みますので、少し柱だけ確認をさせていただきたいというふうに思います。

さて、それではほかになれば1から7。
どうぞ。

奥山委員

先ほどのことの延長になってしまうんですけども、施設養護のあり方の中に、肢体不自由児の方とか、障害の方で結構社会的養護を必要とされている方がおられるんです。そういう方たちも、今の施設の肢体不自由施設などは養護という考え方が入ってきていないので、すぐお家へ帰す方向へ流れがちです。そういう意味では特殊なケアを必要とする子どもたちの養護に関してもできれば1つ挙げておいていただいた方がいいんじゃないかなと思うんですけども。

松原委員長

特殊なケアね、何て言ったらいいんでしょう、多分これは非常に行動が激化しているお子さんとか、今でいう多動のお子さんとか、いろんなものを含み込んでいて、ある意味で集約的なサービスが必要だというふうな言い方をするんでしょうか。

あるいは、奥山先生の医療的なケアというんでしょうか、何ていうべきか、特殊なケアというのもどうも表現としてどうかと思うんですけども、何というふうに表現したらいいでしょうか。

障害という言葉を使いますか。

奥山委員

使いたくないですね。

松原委員長

そうしましたら、むしろそちらから見のではなくて、多様なニーズに応えられる社会的養護の検討というふうにさせていただいて、少しそういうふうに問題を大きくしておいて、1番か2番のところに入れる、どっちがいいですかね、2番の方に入れるということはいかがですか。

(「はい」と声あり)

松原委員長

ありがとうございます。そうしましたら、あとは細かい議論をしていきたいんですが、ただ今日も12時の終了を予定しておりますので、全体をカバーしても今日1日で、あと1時間半弱で結論が出るわけではありませんので、ここから先は少し皆さん方に自由に発言をしていただいて、またそれは事務局の方で受け止めていただいて、そこからまとめて次の議論に続けていくというようなことをしたいと思いますので、一応今日確認すべき点は、主な検討課題は、ここの7本の柱で検討され、繰り返しませんけれども、少しの中身が修正されたということで確認をしまして、少し前回のことも踏まえて、引き続きこの柱に従って御自由に発言をしていただきたいと思います。

特に1番のところというのは非常に大きな問題で、先ほど野田委員もおっしゃっていましたが、全般に関わる問題はきちんと議論をしておかないと、なかなか議論が進まない。それからこのメンバーの中での共通認識、あるいはどこに差異があるのかということの確認をしておかないと、2番以降議論をしていくときに、もう一回ここに戻らなければいけないことにもなるかもしれないので、ここのところを今日は重点的にそれぞれの御意見をいただければというふうに思います。どなたからでも結構ですから御発言をいただきたいと思います。

では、加賀美委員をお願いします。

加賀美委員

先ほど母子生活支援施設のお話のときに、西澤委員からの御指摘があったんですが、ここで大きく社会的養護のあり方そのものを、言ってみればどうパラダイム転換をしようかというふうなことが議論されていかなければならないという認識をまず共通にしたいというのが1つあります。

これは、私が申し上げるまでもなく、核家族化は3分の2以上定着をして、家族の機能の脆弱化が言われ始めてから、更にそれに加えて、女性の就労は、子育て中の家族であればほとんどというふうな実態になって、それに対しての援助のシステムというか、社会的子育てシステムというのは、一般子育てシステムは保育所を中心とした子育てシステムで、一方で社会的養護というのは、従来のものは施設養護、あるいは里親といったところで、特別な子どもたちの問題というところですと長いこと来てしまったというふう思うわけです。

したがって、その間に家族の養育が極めて弱くなっていて、それが象徴的に子ども虐待という現象として起こっているというところを考えると、今、広く一般の子育て支援と、ここでいう子育て支援の必要なニーズというのが非常にハイリスクなものだけが社会的養護だというふうなところでとらえられていて、その間のボーダーレス化している群というのは抜け落ちてきてしまっている。そういうことが今日の問題だろうというふう考えたときに、改めて社会的養護のあり方をどう考えるかというのが、この会の一番の課題だというふう思うわけです。

したがって、そういう意味から言うと、ここでは各論に入る前に、そのところを明確にみんなで共有して、社会的養護の在り方、あるいは社会的養護の体系そのものの問題を広く、社会的子育てシステムの中の社会的養護という位置づけの中で明らかにしていく必要があるのかなというふう思うわけですが、皆さんで御議論をいただきたいなと思います。

松原委員長

加賀美委員から1つ大きな問題提起がありました。では、坂本委員の方からお願いします。

坂本委員

今の御発言にも関連するところですが、これまでは入所施設と里親と地域サービス、これらが別個の制度、サービスとして位置づけられてきたというふう思うわけです。

しかし、施設が今の入所児童のニーズに適した役割を果たしていく、そして里親制度の活性化を図る。そして地域の子育て支援が必要になってきているというふうなことを考えますと、これら3つをどうリンクさせていくかということが非常に重要であると思います。

この3つは異なる機能ではあるんですが、相互に関連させることで、それぞれのサービスにふくらみが出る、あるいは客観性が持たせられるということが期待できるのではないかと思います。

特に施設は、その中で子どもと家庭の支援の拠点としての位置づけがより明確になるのではないかなというふう思います。

昨年、里親制度が改正されて広がりました。まだ、半年余りなんですけれども、例えば養育里親で来た方が、週末里親として短期里親の登録を重ねてされる、あるいは養子縁組を終わった里親さんが週末里親としてやっていきたいということで、短期里親として新たにまた登録されるというふうな動きも見られるわけです。

ですから、里親制度も1つの家庭が柔軟にいろんな機能を果たすということもおそらく可能になるのではないかなと感じておりますので、こういった施設と里親と、それから地域サービスへの支援というか、地域サービスを施設が担っていくというふうなことを、特に1の社会的養護のあり方のところで、もう少し強く打ち出してもいいのではないかなというふう思います。

松原委員長

大切な議論が始まっておりますので、少し私の方でコントロールしないで自由に御発言をいただきたいと思うんですが、どなたからでも結構でございます。

高橋委員

基本的には家庭養護がまずはあって、そしてその周辺の地域養護というのがあって、それで更に専門的な領域としての施設養護があるというふうに分けて考えるとすれば、今日家庭養護がまもなくなくなってきて、その施設養護というふうなこととイコールの関係ができてしまっているわけですが、社会的養護というのは、本来施設養護のかつての、いわゆるホスピタル問題が議論されたころの家庭的養護とはもう違うと思うんです。だから、今、家庭的養護というのは、その地域をどのように、本来の家庭養護が構築できるサービスとして考えていくか、その中に里親もあるし施設もあると、または児童家庭支援センターもあるというふう考えていくべきではないかなと。

そうであるとすれば、従来の児童福祉法で位置づけられているいろんな施設がもう一度その機能を考え直すと

きになってきたというふうにも思いますけれども。

松原委員長

ありがとうございました。西澤委員お願いします。

西澤委員

余りこういう小難しい話は好きではないんですが、それに福祉の先生方がいらっしゃる所で心理の私が言うのも何ですが、基本的に日本の家庭福祉というのは、ずっと古いパラダイムというか、親がまず子どもを育てるべきで、それができなくなったら社会がそれを補完しようというような代替的なモデルを持っていて、ところが欧米に行くとそうではなくて、はなから育児というのは社会的なものであるという位置づけの下で、だから親と社会、あるいは行政といった機関がパートナーシップをもって始めから育児を考えていく、子育てを考えるというふうなパラダイム・シフトが1980年代に起こっていますね、ところが日本は全然それになっていないという意味で、今の問題提起はまさにその部分だと思うので、もともと社会的養護の考え方を、どなたかさっきおっしゃいました、パラダイム転換を図っていかなければいけないという点で、新たな社会的養護の考え方というのを前面に押し出す、あるいは家庭福祉のあり方を前面に押し出すということに、多分議論としては、枠組みはそうだろうと。

そうなると、児童養護施設のあり方なんかもそれによって全然変わってくる、今までの位置づけとは変わってくるというふうに考えていだろうし、あるいは虐待防止ということの観点でよく言われる保育所も、もっと違う位置づけが与えられてくるというふうに思います。

松原委員長

ありがとうございます。ほかにはいかがですか。
どうぞ。

渡邊審議官

これはまた期待もされていないところで発言して恐縮なんでございますが、1番目の議論を御議論いただく際に、今の社会的養護の議論の周辺の状況についてだけ一言押さえておいていただければと思います。

今、西澤先生のお話にもありましたようなことにも関連するわけですが、まず、現時点での我々に一番関連する政治的状況というのは、来週にも、いわゆる次世代育成支援対策推進法と、それからまさしく社会的養護の施設の地域への機能展開ということも含めた概念を初めて盛り込んでいる児童福祉法改正案というのが、来週にも衆議院は終わっていますので参議院で実質審議に入る、明日にも委員会審議に入ろうとしておるわけですが、そういう状況が1つあるわけです。

それは、この3月に少子化対策関係閣僚会議で、次世代育成支援対策の当面の取り組み方針というものをほぼ全閣僚で決定をしているわけですが、その中には虐待の問題から母子家庭の支援の問題から、あるいはいわゆる小児慢性特定疾患の問題から、母子保健の問題から、みんな大きなくくりで、あるいは教育の問題も含めてですが、大きなくくりで「次世代育成支援対策」という、政府として新しい概念で進めようとしているわけでございます。

その大きな道具立てが今法案として出てきて、都道府県、それから市町村、企業全部の法定義務に基づく行動計画策定を来年度やって再来年度から実施に移したいと、こうなっているわけですが、広く見ると次世代育成支援というの中には、この社会的養護の関係も入り得ないわけではない。ただし、議論がまだまだ十分整理されていないという状況ではないかと思っております。

一方、こういった次世代育成支援という概念で国の政策をくくって発展をさせていこうということについては、一応国会で決定すると言っても、さまざま政治的にも社会的にも大いなる議論があるというのも現状でございます。

そこは、加賀美先生がおっしゃったように、家庭機能というものの変容ということが背景にあるわけですが、それを是とするもの、やむを得ないとするもの、いかぬとするもの、それは社会的に議論が起こって当然でございます。さまざまな動きが別途ございます。

実に、次世代育成支援の関係については、虐待の問題は、虐待専門委員会等で整理していただいて、児童相談所の実施体制の問題は、児童部会で今議論をいただいておりますが、一方、市町村が中心となって、普遍的な体系に基づいてそして基盤的なサービスを提供するもの、恐らくこの3つの要件、まだ結論は出していませんが、

その3つの要件をベースとした、いわゆる次世代育成支援事業という基礎給付のような部分というものの議論を、今、別途研究会で、これは京極学長の下で、柏女先生なんかもお入りいただいて整理しようとしているところでございます。

この部分は、まさしく地域子育て支援の内容、それから経済的な支援の問題、それから保育、それからいわゆる幼児教育、こういった問題まで含めての議論の整理をしていくということです。みんな今は同時並行で動いている中で、それら全体をくくっているのが「次世代育成支援」という新しい概念であります。そこでまた社会的養護について、直接関わっておられる委員の先生方から、どのような見方をすればいいのか、これもまだ現在進行形でしか評価できないという面があるかと思えますけれども、家庭機能の変容、社会の変容の中で新しいとらえ方をしていこうではないかという「風呂敷」としてこの場を用意しているわけです。そこにどういう理念、哲学がよいのか、あるいは特別な領域における新たな政策の発展の共通のツールみたいなものはあるのかを御議論していただければと思いますし、そんなところにこの専門委員会は位置しているのかなということを、ほかのことも一緒に併せて進めていただいている立場からコメントさせていただきます。

松原委員長

ありがとうございました。全般的な状況の中で、今、そういう意味では本当に全体のシステムが変わっていきこうとする状況の中で、この専門委員会も検討しているんだということだろうと思いますが、ちょうどいろいろな状況をお話をしていただいたのに関連して、この社会的養護のあり方に関する委員会の具体的な名称が出てきたということ言えば、その前にも報告書が出ましたけれども、児童虐待の防止等に関する専門委員会の報告書の中に、社会的養護の在り方に関する専門委員会という文言が何か所か出てまいりますので、ちょうどここにはそちらの委員会にも出席されていた方がいらっしゃると思いますので、議論を始めるに当たって、今度は社会的養護のあり方ということを検討するに当たって、児童虐待対策というのをどういうふうに位置づけたいのかということについても少し御発言をいただきたいんですが、西澤委員、奥山委員、加賀美委員と高橋委員が、その面のメンバーとして重なっておりますので、どなたか御発言があればと思うんですけども、いかがでしょうか。

西澤委員

私は、奥山先生のパシリみたいな立場になってしまいましたが、やはり虐待の中で社会的養護が一番問われるところというのは、やはりまずは虐待を受けた子どものケアという部分があるだろうと思うので、いろんな見方があると思いますけれども、今の児童養護施設自体が、今、さっき話に出たかもしれませんが、児童養護施設がどういうふうに社会的に機能していくのかみたいな、今までのコンテキストの中では施設がどう地域に貢献するかみたいなことがありましたが、先般、日本子どもの虐待防止研究会の方で施設の実態調査をさせていただいたら、何かみんながたがたというか、それこそ今にも倒れそうな状況で、子どもの問題行動で施設の職員さんたちはふり回されてどうしょうもない状態になっているという結果が出ていますが、そういう意味では、今の施設が地域に寄与するどころか地域資源が医療だとか、教育だとか、もっとこぞって施設を支えなければいけない状況になっているというのが実態だろうというふうに思います。

そういった意味で、その背景には虐待を受けた子どもの増加というのが1つある。そういった子どもたちをどういうふうに従来の衣・食・住を中心としたケアではなくて、それは勿論必要なんですが、それに加えてどれだけ子どもたちの問題行動の解決に寄与できるようなケアを提供していくかという、それができる施設とはどんなものなのかということをご議論していただきたいというか、考えていかなければいけないだろうというふうに思っています。

もう一つは、虐待を受けた子どもの入所が非常に増えている中で、全国平均すると大体60%~70%と言われておりますけれども、そういった中で、その陰の部分の問題です。その陰の部分というのは、やはりそういった子どもたちは、どうしても虐待的な人間関係を再現する傾向があったり、あるいは施設自体の持っているキャパを超えてしまうような問題行動の下で、不幸なことに施設の中でまた子どもが暴力を受けてしまうという事態も発生しているのは事実だと思うんです。

そういったことをどういうふうに考えて、そういったことが起こらないケアづくりをしていくかという辺りが、私から見ると、私の今の仕事から見ると、ここで一番御議論いただければありがたいところだろうというふうに思います。

松原委員長

ありがとうございました。加賀美委員は、いわゆる裾野の広がりと言いますか、地域支援をパラダイム転換の

中で考えいかなければいけないという御発言がありました。そのことは非常に大切だと思うんですが、一方で、虐待を受けた子どものように、あるいは奥山委員がおっしゃった、少し医療的なケア等も含み込んだような、ある種専門的なケアというのも社会的養護の中で期待をされている部分があると思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

加賀美委員

自分自身で整理されていない部分がたくさんあって、社会的養護のシステムそのものについては、勿論全養協の未来像パートIIのところまで議論はしてきたところではあるわけですが、その辺りも明確に全体のコンセンサスが取れているというところまでいっていないのが現状なのかなと思っています。

いずれにしても、流れとしては社会的養護というふうにとらえたときに、まず、施設養護ありき、あるいは里親養護ありきというところから議論をしていくと、おそらく余り今後の先の見通しというのは見えてこないのではないかなというふうな思いがあるわけです。

したがって、次世代のお話が先ほどありましたけれども、まず基本的なところで、児童福祉法の第2条の社会的な、要するに子育ての考え方の解釈の問題でもあるのかと思います。それは先ほど西澤委員からもお話があった点だと思うんですが、その解釈のところどちらかということ、勿論奥山委員の言っていた子育てというところの視点ではなくて、子育てする側の議論でずっときている部分をどう訂正していくのかということも含めて、第2条の解釈、あるいはその条文の訂正も含めて議論をしておかなければいけないところなのかなというふうに思っています。

その中では、いわゆる家族は、家庭と協働して子育てをするというシステムの問題をまず基本的につくって、それを社会的子育て支援システムとして考えていくその大きな枠の中に、我々のような要保護の子どもたちのシステムみたいなものも、その一部の、言ってみればセーフティーネットとしての役割があるというような位置づけの中でもう一度再編成をしていくという大きな枠組みなのかなというふうには思っているんですが、具体的にそれをどんなふうシステム化するかということについて、明確な位置づけというのは大変難しい。

ただ、そのときに少なくともすべての子どもについて言えることであるけれども、特に重い課題を持った子どもたちについては、アセスメントのシステムというところと、プログラムのマネージメントができるリソースの問題も含めて準備をしていかないと、アセスメント、このところでさっきの問題に戻ってしまうんですが、今、児童相談所が担っているアセスメントの機能も含めて、そこから辺りが実は重要な鍵を握ってくると、これまでの幾つかから見ればわかるとおりでございますけれども、そここのところを含めての議論になってくるので、本当はどういうふう構築していくのがいいのかというのが明確に見えているというわけではなくて、やはりベースのところの考え方は、日本の子ども全部含めて、多分その中に一般子育てというところからハイリスクなケースまで、非常に階層化をしてきていて、ボーダーが見えにくくなっているところの部分について、どんなシステムをつくっていく必要があるのかという議論になるので、広く社会的養護というふうにとらえるともすごく幅が広がってしまって、果たしてここで議論しきれぬのかというのがわからなくなっている部分もあるという意味で、私はわからなくなっているというふうに申し上げているのです。

勿論、従来の社会的養護の枠の中では近未来像のところでは挙げたような、さまざまなシステムの提起というものはあるわけですが、もう少し幅を広げてここでは議論をしていかなければいけないのかなというふうな思いがあって、先ほどのように提起したということで、大変無責任な言い方をして申し訳ないんですが、そんなところでございます。

松原委員長

意見交換ということで、ここで何か出すということではないので、迷っているということで、その先にまさに御議論していただければいいと思います。

ほかにいかがですか。どうぞ。

奥山委員

大体皆さんがおっしゃっていただいたので、原則のところだけお話ししたいと思います。実は虐待の方の委員会の方でアセスメントということを中心に重視しようということが、語られてきた部分があります。アセスメントというのは何を意味するかということ、子どものニーズをいかに把握するかということだと思います。

ある固まったかたいシステムの中に子どもを押し込めていくのではなくて、一人ひとりの子どものニーズを把握して、その子どもにあった、理想的に言えば、テーラーメイドもしくはオーダーメイドのケアというところに

行き着く方法が、私は一番望ましいのではないかというふうに思うんです。

ただ、それに対してハード面とかで問題はあるんでしょうけれども、この点重視しなければならないでしょう。こっち側のサービスが体系を決めました、システムを決めました、だから子どもを合わせようでは、困るわけです。つまり児童福祉法ができてから 50 年の間に大きく変わってきて、この先も変わっていくわけですが、変わっていくものに対応しようとしたら、やはりニーズをとらえてサービスを変化させなければなりません。そういう意味で子どものアセスメントというのは、子どものニーズ、それから子どもの周囲がどういう状況になっているのかというのを把握して、オーダーメイドのサービスの提供にいかにつづけていくかということが一番大きな視点なんではないかと思います。

その中で虐待を受けた子どもというのは、ニーズがいろいろ高いということであるので、そういう意味で一つの大きなポイントにはなるんだろうと思います。

松原委員長

ありがとうございました。高橋委員お願いします。

高橋委員

既存の施設の中で、基準になる養護と同時にグレーゾーンの部分というのが非常に幅広くなっているわけです。そういうものをもう少し明確化していく必要もあるのではないかと思うんです。まさにそこにオーダーメイドの部分というのが存在しているのではないかと。要するに子どもの社会的養護の感じでは児童相談所が分別していくべきところに方向を示しているわけですが、本来は、子ども支援の人権的な立場で我々が考えるとするば、もう少し子どもに合ったケアというものがあるわけですから、今の組織体系の中に改めて仕組みを変えていく、そういうメスが入る必要もあるような気がするんですけども、要するに今、児童養護施設にも知的障害の子どももいるし、身体障害の子どももいるし、虐待を受けた子どももいるし、または反社会的行為を起こした子どもたちもいるというような状況が、それぞれの施設の周辺にあるのではないかと思うんです。

だから、その部分が本来基準になるものを選んでいく理由というものを明らかにする中に、もう一度整理されて、それで本当に子ども自身が求めているそうした社会的養護が研究されるようになっていくのかと。大人が考えるのではなくて、子どもの考える施設づくりみたいなものをもう一つ視点としてはあるような気がするんですけども。

松原委員長

ほかに、野田委員お願いします。

野田委員

社会的養護の言葉遣いはともかくとして、先ほど加賀美委員がおっしゃられたことで、ちょうど子どもサイドから見直した言い方になるのかなというふうに思うんですけども、私は、児童福祉法で言えば、児童福祉法の1条の2項の子どもはすべて等しく愛護されるという、立脚点はそこで、その中でやはり守られていない、あるいは保障されていない子どもたちがたくさん実際にはいて、勿論現場もシステムも一生懸命やっているんだけど、実際には守られていない子どもたちがいて、その子たちを何をイメージしていいのかわかりませんが、山のようなものでいうと、どこまでのところから上をスペシャル・ニーズというふうに把握してどこが見るのかと。多分そのところの整理なんだろうなというふうにとりあえず今は思っています。

その辺で言うと、今度は現場論というか、実情の話になると、やはり各施設は、先ほど高橋委員がおっしゃられたみたいに、各目的をもってこの施設はあるんだよというところに収まり切れないようなさまざまなニーズを抱えた子どもたちが入ってきて、それを今までの措置制度というのは、かなり柔軟に現場で運用されていたにしても、非常にその周辺のところというのは、本当に使おうと思うと非常にかたくて、ところが実際にその中には非常に難しい問題が入っているということなわけですが、ただ、これはそれぞれの施設が持っている中核的な機能ということまでぼやかしてしまうと、今度は非常に周辺からは使いづらいたらうということで、それを提供する側の機能別で割っていったらいいのか、あるいはもう少しそこを調整する、ちょうど介護保険でいうところのケアマネージャーのように、あそここのこういうところと、こういうところについて、それを仕組みとしてどんなふうに柔軟に使っていくのか、もう少し図式的にいうと、水面に幾つかの波紋みたいなものが広がっていて、その重なり合いの都合のいいところでどういうふうに使っていくかというような、どのイメージがいいのかなというのが、私の中ではちょっと迷いがあるところなんですけど、いずれにしても、各施設の中核機能というか、コア的

なところはもっともっとレベルを上げてもらわなければいけない部分というのは間違いなくあって、ですが、その周辺の部分は非常にほかと重なり合いながら上手に運用してもらわなければいけない。その辺りを当然法制度との関係で、勿論お金もついていく話ですから、余りむちゃくちゃでもいけないわけで、そうするとそれをどういうふうに保障していき、一方で先ほどの2条の国と地方公共団体が保護者とスクラム組んでどうしていくのかという、それが充実できるような仕組みが要るんだろうなと。そんなイメージです。

最初に言ったことですが、まさに個別ケースのアセスメントだけではなくて、私たちがこれから国レベルでというか、日本の社会的養護全体を考えていく上でも、やはり出発点は子どものニーズであって、提供する側のニーズを一番考えるのは、まずいんだというのは、私たちがいつも学生に児童虐待であれ、何であれ、まず子どもニーズを把握して、それから何をすべきかを考えようといっている、まさにその国版だなというふうに思っています。

松原委員長

才村委員どうぞ。

才村委員

今、野田委員が言われたことと同じことであるかもしれないんですけども、むしろ日本では児童福祉法があって、子どもの権利条約ですね、そこではやはり児童の実の親を第一に考え、そして代替的な監護としては、次に里親委託として養子縁組でその後に必要な場合には児童の監護のために適当な施設ということが勿論載っているわけですし、日本では里親委託ということが、なかなか今までは十分できなかった。

ここで、先ほどから何度も出ています社会的養護のあり方で、パラダイム転換ということ語るのであれば、まず、実の親への支援ですね、そこへの支援が今の既存の施設や里親の方でどれだけの実の親への支援をできるかという、その辺のメニュー、先ほどオーダーメイドという言葉が出ていましたけれども、そのオーダーメイドの選択をするときの順番が、やはりまず家で、モニターでは施設化という、そのオーダーメイドの順番が、やはり在宅でできるだけ実の親子を離さずに支援するというところにシフトをすべきだと思いますけれども、その中で、既存の施設がどれだけのメニューをこれから開拓していけるか、それを今回のテーマ、そして里親が本当に増えないのか、そして里親さん自身も在宅の親への支援をどんなものができるだろうかということが、選択の順番としてもオーダーメイドの順番をこれからは価値として、子どもの最善の利益として考えていかなければならないと思います。

松原委員長

四方委員お願いします。

四方委員

前回、一番最初のパラダイムのところで、子どもとは社会の中で育つという視点は絶対に必要であるというふうに申し上げたと思いますが、それを今日は非常に理論的に西澤先生はおっしゃってくださったんですが、実は、現場から見ておると、そういった理念が隅々ケアしている職員の心の底に本当に染み込んでいないことには、私は本当の援助はできないんだろうと思っています。

と申しますのも、虐待という、これは非常に悲しい言葉なんですけど、虐待がおこってしまった親子ということに対して援助するものということは、何と言いますか、トライアングルに陥りやすい。虐待者と援助者と、そしてやられてしまった子どもというように陥ってしまいやすく、そうなると殊のほか家族への支援が非常に難しくなってくる。

そして、子どもたちに対してそういう子どもたちであるということで、どこかでうまくやっている、本当の意味で子どもの側に立たないで、勝手な思い入れでこちらがやってあげているというようなところに実際陥っているということがおこります。実は現場ではこうした落とし穴があるかと思っております。

更に、世の中に対しても、老人の場合はやむを得ず家で見れなかったら、当然特養であるとか、そういうのが行き渡ってはいるんですが、子どもの場合は、社会的養護ということ自身が、そういった意味あいからはまだまだ認知されていないというふうに思いますので、まずは、先ほどの西澤先生、あるいは審議官がおっしゃった辺りの子育ての中で、子どもは社会の中で育つということを基礎として持っていることから始めないと思います。もう一度ですが、申し上げたくなりました。

松原委員長

ありがとうございます。随分この1のところで大切な理念を何人かの委員の方から出していただきましたし、子どもの視点からスタートするという、それから親と社会のパートナーシップというようなことも皆さんの共通点で出てきた事柄だろうと思いますが、残りの時間との兼ね合いもありますので、まさに2以降の話をすれば、才村委員の御発言にもありましたように、もう一回社会的養護の目的というところに戻ってくるというふうに思いますので、あとは2、3、4、5、6と1つずつ順番を付けていきますと時間的な余裕もございませんので、飛んでいただいて結構ですので、やはりそれぞれの項目、柱立てについて御意見があれば出していただきたいと思いますし、また、御発言のない何人かの方たちにもいろいろ御発言をいただきたいと思うので、どうぞ御自由に、少し議論を深めていくということで、議論のスタートを切っていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

中田委員

施設の小規模化ということなんですけれども、小規模化は何をもって小規模化ということかということだと思えます。基本的に、私自身は、子どもの生活単位が小さいことがいいということを思っています。

あと、今、さまざまに社会的な子育て支援のために施設を活用しようというお考えがあちこちにありますから、その場合、施設の小規模化というのを、ある程度の施設の力量がないと、職員の研修にも人が出せない、在宅支援をするのにも人が出せない、そういうような現実的な問題もあるものですから、その辺をはっきり認識をしておいていただかないと、平均的には児童養護施設は定員60人ぐらいですからそうなると、どの施設規模なら在宅支援ができるのか、先ほどから少し出た、グレーゾーンの子どもたちのためには、生活の場所を動かさない方がいいと思うので、ある程度の規模の施設には多機能化して、ケアの部分については、ちゃんと保障するというようなことでやれば、多機能することであまり子どもを動かさなくても済むというようなことは、大人の施設でも、私は何十年か前に特養ができたときに、特養に施設変更したら何人かのお年寄りが亡くなったことが経験的にあるものですから、施設を動かさないことが入っている人にはどうもいい、生活の基盤をあまり動かすことはよろしくないんじゃないかなと思いますので、そういう点を少し考えたいと思います。

それから、ネットワークの議論が盛んで、結局最後になると、生活レベルになると、私も市のレベルの会議にも出なければいけない、区のレベルの会議にも出なければいけないというようなこともありますので、現実的にはもう少しきちんとした形で小規模化やネットワークという概念をある程度決めていただかないといけないと思っております。

松原委員長

ほかにいかがでしょうか。加賀美委員どうぞ。

加賀美委員

委員長さんからそういう振りがあったんで今、小規模化の話に入ったんですけども、オーダーメイドのケアというような視点からいけば、当然個別化の問題とか、小規模化の問題というふうに入ってくる流れはあると思うんですけども、その前にもう少し議論をしていただきたいというのは、今の広く社会的子育てシステムを議論していくという必要性の中で、子どもたちの持っている課題がボーダーレス化したというところで、今の社会的養護の体系そのものを、まず前提にして議論をしていっていいかということ。そのところの議論をしないでいってしまうと、何か先行きが全然見えてこないような気がする。大変しつこく提起をして言い放しのようなことで申し訳ないんですが、社会的養護のあり方と同時に体系の問題への皆さんの御意見を聞いて議論していただければと思います。

松原委員長

ありがとうございます。そういう意味では、先ほど野田委員の方から波紋と言いましょか、そういうようなところをどうケースマネジメントしていくかと、その機能をどこに求めるかというような御発言が出ておりましたし、ここもさまざまなんですけど、まさに議論をすべき点だろうと思います。

このことに関わることで結構ですし、少し視点を変えていただいても結構ですが、いかがでしょうか。

兜森委員

若干最初の方に戻るかもしれませんが、社会的養護の関連でいきますと、いろいろ背景があるんです。

社会的養護が必要になってきたという部分は大きいなということがわかるわけです。

ただ、やはり根底には、子どもの権利擁護とか、権利保障の1つであると思うし、それを進めていくためには、子どもの最善の利益を保障していかなければいけないという視点が間違いなく要と思います。

そういった意味で、子どもの立場で考えていくなれば、やはり親によって家族が分離がされないで育っていく、育てられるという、いわゆる家庭養護が基本であるだろうし、あとは児童養護の近未来に書かれてあったのは非常に参考になると思ったんですが、いわゆるリスクに応じて地域で支援できる、あるいは専門的なノウハウを有する施設で支援していくというような切り方ができるのかなというふうに考えます。

ただ、この地域という中身は、里親さんとかということでは必ずしもなくて、地域のいわゆる福祉力としてのものであるとか、そういったネットを開発していく必要があるんだろうと思うわけです。

それから、リスク別にサービス支援の方向を分けていった場合に、結果的にはローリスク家庭にも、あるいはハイリスク家庭ともに家族関係再構築という最終目的をもって進めていかなければいけないだろうということを考えたりします。

それから、施設の小規模化ということに関連してでございますけれども、これは本当に素朴なんですが、朝に布団の中でうつらうつらしているときに、母親なり祖母なりが台所でまな板をとんとんたたいている音、それからおみそ汁の煮えていく音、あるいは御飯がたき上がってくる香ばしい香、そういったものに包まれて子どもというのは心を育ててきたという面があるんです。

今、そういう状況ではなかなかないわけですし、それだけ子どもというのは、そういったことに満たされていない部分というのは大きいだろうと思います。したがって、小規模化ということは、単に生活スタイルを小さくしていくということではなくて、ごく一般の家庭で行っているような日常生活と申しますか、プログラムと言うのかもしれないけれども、そのやり直しなどがあると思います。

さっきの言葉としては、みそ汁のおいだとか、あるいは朝、布団の中にいるときにまな板をとんとんたたく音がするとか、そういったものではないかなというふうに思います。

つまり、食育は、こういう言葉があるかどうかわかりませんが、情を育てていく、情育ということにもつながっていくのではないかなというふうに思いました。

松原委員長

ありがとうございました。家庭での養護を支えるということで、ただ家庭で養護するというだけではだめで、そこを支えるいろんなサポートが要と思うんですけども、そういう意味では、母子生活支援施設はそれをされているかと思うんですが。

そういった中で、最初のところ、あるいは2番目のところなんですけれども、まさに施設養護と家庭的養護の協働というようなところもありますし、そういう場にいらっしゃると思うんですが、今、家庭での養護を支えるために何が必要なのかというのもよく母子生活支援施設の方はわかりだと思いますが、その辺はいかがですか。

兜森委員

家庭での養護を支えていく、今、申し上げた親子と一緒に心を通わせていく、親の姿を子どもが見ていく、それから昔の家庭であれば、どこのうちでもあったような姿、それはさっき私が申し上げたいろんな香であるとか、あるいは音であるとか、そういうことを見つけるんですが、それは母子生活支援施設の場合は、1つの家族として生活の中で体験していくということになる、子どもにとって体験していくということが実際に行われているわけです。

ただ、例えばDV被害を受けてきた母親であるとか、あるいはDVを目の当たりに見てきた、つまり虐待を受けてきたお子さんであるとか、そういった傷を持っている方が多いわけございまして、施設職員のカバー、ケアであるとか、あるいは支えになるとか、それから専門的な施設とか、あるいは専門的な医療機関との連携等々によって回復を図ることが実際に行われているということなんです。

松原委員長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか、この議論の続きでも結構ですし、安達委員お願いします。

安達委員

乳児院の方では、いろんなやり方で、いろんなメニューをつくって支援をやっているということだと思っておりますが、先ほど、食育という話がありましたので、私のところでやっております食育と称しまして、例えば地域の

子どもさんと、お母さんが来てくれるサークルというものと、施設の子どもと一緒に、乳児院の子どもと一緒に
お米が御飯になるところまでとか、においをかぐとか、とぐとか、順番が違いましたけれども、そういうことを
やります。

それから、先般、お魚を焼くということや、まず施設の子どもがマーケットのお魚屋さんに行ってお魚を見て
くる、それで実際に触ってみるとか、それから施設の中で焼いてにおいをかぐとか、それで食べるという、そう
いうことでいろんな形を食育と称してやっておりますけれども、子どもが生き生きとしてくるんです。

あるいは、今、年長児と言っているのかわかりませんが、乳児院ではそういうことになると思うんですが、地
域の乳幼児教室に参加させていただいているんです。1か月に1回しか行けないんですけども、やはりそうい
うところに行って帰ると生き生きする。やはりそういうときに、いろんな形でいろんな経験をさせるというこ
とが非常に大切ではないかなというふうに思います。

松原委員長

ありがとうございます。かなり施設養護の具体的な中身のお話まで及んでいるんですが、どうぞ。

加賀美委員

今のお二人の話は、大変大事な視点を含んでいると思うんです。広く子育て支援、何を支援するのかという中
身の問題になると、養育に関わることは非常に大事だと。

先ほどの四方先生のお話の中にもあったんですけども、それは確かに1つの一方の議論として必要だと思
います。ただ、私は投げかけた責任もありますので、もう少し議論を発展させていただきたいというのは、まず、
体系の問題で、一般子育て、グレーゾーン、それからハイリスクというふうな流れの中で、常に家族の支援とい
うのが、家族とともに支援をするという子育て支援の社会化というのが重要だということは明らかであることは
確かなんです。

では、その中で、社会的養護の問題につづけていくときに、社会的養護の体系の問題、施設体系そのものの問
題というようなことをどう考えていくのかと、いわゆるハイリスクというふうにあえて言うならば、ハイリスク
というところに属する子どもたちの施設体系を考えると、まず、今日の家族の中の不適切な養育、ネグレク
ト、いわゆる日本語で言うと虐待というふうにくくっているんですけども、その不適切な養育実態が広く一般
化して、子育てを危うくしているという中でハイリスクという流れの中で、施設の今の現状を見ていくと、言
ってみれば、児童養護施設を含め、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設等々、乳児院もそうでありま
すけれども、そこにいる子どもたちの課題は、グレーゾーンというところで、ボーダーレス化しているという実態、
そういうボーダーレス化しているという実態で、それぞれの施設の従来の児童福祉法上に定められている定義づ
けというのが崩れてきたということではないかという解釈の下に施設体系を議論していく必要がないのかと、こ
ういう話だということでございます。

松原委員長

今日は、いろんな意見を伺いたいと思いますので、どうぞ。

西澤委員

私も頭がぐちゃぐちゃになって、今、何考えていいのかわからないんですけども、それは今の体系あきりで
考えたらまずいだろうというふうに思うし、だから理想を言えば、例えば子どもが小規模の単位で生活する居住
施設というか、そこに生活拠点があって、その子がさまざまな自分のニーズに応じて、それこそ医療を利用する
だとか、あるいはソーシャルワークを利用するだとか、そういうふうな形で、それこそ奥山先生が言われたみた
いなオーダーメイドのサービス体系がつくられていくと。それがある程度お金のことを考えなければ、それは完
全に個別だということになるんでしょうけれども、結局、最終的には妥協の産物になっていくんだろうと思うん
ですが、ただ、少なくとも今の体系ありきで考えていては、まず問題は前に進まないだろうというふうには思
います。

ちょっとまとめて言わせていただければ、さっき中田先生が言われていた、結局、小規模にするのは、何を小
規模にと、やはり生活単位だし、要するにそれが1つの完結した、言わば疑似家族生活的なそういうふうなユニ
ットというのがあるだろうと、すべてがそこで、勿論社会との関係を持ちますけれども、施設の生活としては、
そこで完結した1つの単位が小規模だという意味だと思います。

それで、普通にざっと計算すると、例えば50人定員の施設で10の単位で小舎制を持ったとして、5つ小舎が

あるとすれば、そうすると大体その宿直をちゃんと運営していこうとしたら、今の配置基準では、一人の職員が2日に一遍宿直しなければいけない、月に15日間宿直という状況になるわけです。実際にそれをやっている施設も労働基準法違反ですが日本にはありますね。

そういうような状況を打破していくためには、やはりさっき中田先生が言われたように、実際にこれはお金の問題ですけれども、職員の配置基準というのを大幅に変えていかざるを得ない、そのところは抱き合わせの議論だろうと思います。多分、あちらに座っていらっしゃる方々は、まだ先の話だから、あまりこういう話が出ていろいろ言われなくても、秋口になってくると、それは現実的にとか、いろいろ出てくると思うんですけども、今の段階では、大幅な職員増を考えていかなければいけない問題だろうというふうには思いますけれども、というのが今のお話を聞いて思ったことです。

それから、今、我々のそれぞれの施設とか、そういうのが背景にあると思うんですけども、そこで何がうまくいっていないかをどんどん出していかないと、こううまくいっていますよでは、この会議は必要がないわけでございますので、だから何が一番問題になっているかという部分を焦点化していかないとまずいのではないかなと思います。

武田委員

外国の研修なんかに行かれた報告は、皆さんよくごらんになっていると思いますし、私も一度だけ昔にオーストラリアに行ったことがあって、厚生労働省の方も研修だとかに行かれていることが多いかと思うんですけども、想像がつかないというか、諸外国の場合には施設がなくなっているんです。乳児院はほとんどないというふうに聞きますし、それから施設も大規模なところはなく、グループホームもなくなって、里親もなくなって、家族福祉というふうにはオーストラリアではケア・フォースという言い方をしておりましたけれども、要するに家族をどうやって崩れないように支えていくかということにお金と人的資源を費やしています。今、私たちが社会的養護というふうに呼ばれているこういうテーマは多分海の向こうではあまり論じられていないのではないかなと感じました。だけど日本ではどうなのかということをお金と人的資源を費やしては、今、私たちが社会的養護というふうに呼ばれているこういうテーマは多分海の向こうではあまり論じられていないのではないかなと感じました。だけど日本ではどうなのかということをお金と人的資源を費やしては、今、私たちが社会的養護というふうに呼ばれているこういうテーマは多分海の向こうではあまり論じられていないのではないかなと感じました。だけど日本ではどうなのかということをお金と人的資源を費やしては、今、私たちが社会的養護というふうに呼ばれているこういうテーマは多分海の向こうではあまり論じられていないのではないかなと感じました。

もう一つは、社会的養護の対象の年齢の問題をどうしても私たちは言わせていただかざるを得ないんですけども、今朝配った小さなチラシにも書きましたけれども、児童18歳という枠を超えないと、どうしても保護を必要としている一人でやっていけない人たちは、年齢の枠を超えないと対処し切れないという問題が現実問題として出てきていますので、児童福祉法の改正は、もうほとんどまとめの段階に入っているというふうなさっきのお話だったんですけども、ここに書いたのは、「児童および青少年福祉法」の提案ですが、今回レジュメには青年という言葉を入れてくださったのはよかったと思うんですけども、児童の年齢の枠を超えた青年層までを対象とした社会的養護ということも議論していただきたいというふうに思います。

松原委員長

これも大切な提案だと思います。ほかにいかがですか。

徳地委員

児童養護施設と比較しますと、児童自立支援施設というのは、あまりよく理解されていない方がたくさんいるもので、ちょっと実情等を御報告したいと思います。

先ほど少し紹介しましたとおり、最近非常に年長児が増えてきたという傾向があります。それと被虐待児の方も非常に増えてきたと。そういう中では、なかなか家庭に帰れない、もしくは自分から拒否する、そういうふうな子どもを何人か見られます。

そうした場合、必ず家庭に帰れないもので、現在、自活寮、もしくは年長児寮というふうなものを施設独自で運営するというのがあるんですが、現在、児童自立支援施設は58か所あるんですが、今年の4月から大阪府でライフサポートセンターというのができまして、引きこもり、もしくは不登校というものを対象にいたしまして58になりました。

実際に58か所のうち、そこには年長児寮、もしくは自活寮というのがまだ8か所しかないんです。実際は、予算上の問題とか、それから児童の人数とか、それから年長児の人数ですね、それから職員の配置等いろいろ問題があるかと思うんですが、現在の現状では、個別対応、個別処遇が非常に施設側に求められているのが現状で

す。

そういうふうな中学校を卒業した子どもに対して、いかに施設の方としましてそのニーズに応えていくかというのが非常に大きな課題なわけなんです、実際に現在、非常に雇用関係が悪化してしまっていて、なかなか思ったようなところに雇用できないというのが現状なんです。

それと、彼なんかは、施設の生活が非常に長い、もしくはそういうふうな生活が長いもので、なかなか社会との接点が少ないということで、社会のいろいろな体験が非常に少ない。その点でいろいろな問題が発生します。

私自身の経験からしますと、実際に職は放棄、それから賃金、家賃の未払い、それから携帯料金の未払い、それから隣人とのトラブル、こういうふうなことで辞職もしくは退職してしまうと、そういうふうなことがあります。

その場合、やはり施設においては、そういうふうな問題を想定した社会的なスキル、こういうものをしっかりとしなければいけないと思っているんですが、この辺は少年院等においては、非常に一生懸命やって、なかなか参考にさせてもらっているんですけども、現在、そういうふうなことに關しては、なかなか児童自立支援施設の現状では、統一的なことができないという感じです。

また、法改正によりまして、児童自立支援施設が退所の後の児童の自立に責任を持っていくという大きな使命があるんですが、施設内だけのケアだけでのハードもしくはソフト、人的資源の整備にとどまらず、アフターケアにおける各面の充実が必要かと思っているんですが、なかなかアフターケアに関しても、そういうふうな専門的な職員の専門性の確保とか、専門性の向上ですね、こういうふうなトレーニングも少ないというのが現状です。

もう一つ、私は前回申し上げたんですけども、児童養護施設では小規模等云々というのがありまして、地域と非常に密着型の施設ということでございますけれども、できればその中に児童自立支援施設というのを入れていただきまして、必ずそういうふうなニーズが必要な子どもがいるかと思っておりますので、できればそういうふうなことを一応考えてほしいかと思っております。

一応、現状としてことで御報告しました。

松原委員長

ありがとうございました。全般的な議論をしていただいて、たまたま庄司先生が御欠席なので、余り里親の話が出てこないんですが、才村先生は少し里親の話をしていただいたんですが、もう少し才村先生補足をしていただけますか。

才村委員

里親というふうに言われたんですけども、先ほどの子どもの権利擁護ではないんですけども、まず、第一に実の親子を支援するという方法をどれだけ取れるかということ、今の施設体系の中でもやると。

その次に、里親が実際に日本で広められないのかどうなのかという研究も少しされているようですけれども、もっともっと本格的に里親がだめなのか、日本の風土としては里親を広められないのかどうなのかというのは、テーマにも余りなっていないかと思えます。

そういう意味では、そういうことをしていただいた上で、やはり施設に入所する子どもさんというのは来られると思うんですけども、そのときに考えますのは、先ほど言いました実の親の家族支援のために、例えば里親さんとか、施設ではどのようなことができるんだろうかと考えるんですけども、まず実の親が、生活すべてを支える、全生活支えるような社会的な子育て支援でなければならないということ、そして親自身が幸せになれば、虐待もなくなる、簡単にはなくなりませんが、親が幸せになる方法はどんなことがあるのかということ、それをまず考え、それは経済的なこともあるでしょうけれども、やはり精神的なサポートだとか、言えない要素だとか、いろいろなことがあるのかもしれないんですけども、その中で、例えば先ほど施設の小規模化ということが言われていたんですけども、どうしても施設にいなければ行かなければならない子どもさんが小規模化になるということは、子どもの生活のノーマライゼーションだとか、そういう観点からはすごく小規模化の方が精神的にも落ち着くというデータが出ているということですので、いいんだろうと思うんですけども、実の親を支える家族支援の機能を、例えば児童養護施設が今言われたけれども、児童自立支援施設に持ってもらうということが、小規模化の中で、どのような親支援のパートみたいのをつくるのか、それとも各小さい施設の中で預かっている子どもさんだけではなくて、在宅のための支援するようなものが一体できるのか、それとももっと専門的に治療も含めた上で、かなり専門的なものをしなければいけないのかなというふうに思います。

それから、先ほど言われました里親に關しては、私は、常々感じていることなんですけれども、日本の中で、これは偏見かもしれないんですけども、関東と関西では里親に対する考えが違うような感じがしてならないん

です。

それは、養子縁組に対してなんですけれども、私は前回も言いましたように、子どもは実の親で育てられるべきだと思いますし、それだけでもどうしても治療とかを有する場合は施設、だれども永久的に実の親が子どもを育てられない子どもさんごごく一部ですけれども中にはいらっしゃるわけです。そういうときには、養子縁組の方法を子どもにとって最大の利益としての、例えば特別養子縁組という方法を選ぶべきだと思うんですけれども、子どもにとってもその親を選ぶ権利があるという、そういう意見を聞いたこともあるんですけれども、子どもが意見を言うということは、かなり大きな年齢ですね、ちょっと細かい話になりますけれども、児童相談所で里親あっせんの中で養子縁組あっせんという仕事もあるわけですけれども、その辺をもっともっと本当に子どもにとって実現するかどうかわからないんですけれども、将来にわたって施設で社会的な自立までしていく子どもさんにとっては、早期な段階で子どもの最善の利益の選択として、特別養子縁組を考えるということもしなければいけないと思いますし、養子縁組が子どもの幸せにとっても1つの方法であるということをおは確保したいと思えます。

松原委員長

ありがとうございます。今のお話の中で出てきましたけれども、やはり小規模化していったときに地域を支えるような機能はどこが持つのか。同じように施設を小規模化してしまうと、そこが孤立してしまう危険性もあるので、やはりそれぞれのユニットをサポートしていくようなシステムというのを考えて、そのシステムが地域への支援の展開をしていくというような形を考えないと、なかなか全部を小規模化した施設がやりなさいというのは難しいことなのかなというふうに思います。

高橋委員

小規模化は、要するに屋根を全部分けるということになるわけですね。要するに1つ屋根の下にいるんな機能を持たせていたのが従来の施設だったと思うんですけれども、生活の部分を子どものために明確に分割する。でも、そこにはいろいろ専門的なサービスが養護施設として提供されるということで、そこでカバーされているようなことに、小規模化というのは解釈すべきだと思うんです。だから、そこにもう一つ里親に対する支援も当然含まれるかもしれませんし、高齢児に対するユースホーム的なものが当然その傘下にもあって、ケアは連続されているというような中で保護されていくというのが、ケアの連続性ということでもあるんじゃないかと思うんです。

私も里親のセンターに30年ほど関わってきてみて、里親さんを開拓して、そして審議会をして、そしてそこに子どもを委託していくという児童相談所の措置という仕事があるわけですけれども、その選択をするというのは、里親側からも選択があるし、もう一方、子ども側からもあるわけです。そのマッチングがなかなかうまくいってなかったというのが、里親制度の伸びていない理由の1つにはあるんじゃないかと思う。

それと、やはり幼年志向の里親さんが非常に多いという中では、やはりそこに子どもを選ぶということも当然起こってきますし、もう一方、実親の多い要保護児童の中には、当然実親が里親に預けることに対する拒みもいろいろあると、同意が得られないというようなところでの問題もあるわけで、だから、これからは養育里親というものをもっと社会的に認知されたような状況の中で増やして行って、そして里親さんが施設と同じような立場で子どもを預かるというふうなことを社会的にももっと理解してもらおうような、そういうアクションが必要なんじゃないかと思うんです。

今、高齢の方ではヘルパーさんの養成が盛んにされていますので、そういう準備された方々は、今度は仕事としてそういうサービスに関わることができるわけですから、何か手法としては、そういう方法もあっていいんじゃないか。ケースマネージャーがきちんといるし、そしたらサービスを提供する側のトレーニングもきちんと選択するとか、そういうふうなことが子ども版としてもあっていいんじゃないかと思うんですけれども。

松原委員長

ありがとうございました。加賀美委員どうぞ。

加賀美委員

いろいろ具体的な話になってきていると思いますけれども、先ほど武田委員と徳地委員の御発言と絡むところなんですけど、まず、武田委員のおっしゃった、オーストラリアのケアホースの話で、社会的養護が必要なくなっていくという、いわゆる狭義の意味の社会的養護というものはなくなっていった、というよりも、なくす方向で

ケアホースという理念が入っていったというのは確かにあると思うんですけども。

現実の話とすると、いわゆる子どもの虐待はオーストラリアでも顕在化をしていく中で、そこは大分修正されていって、いわゆる狭義の意味の社会的養護も見直されていくという流れがあったということも一応補足させていただきたいと思います。

それから、徳地先生のお話で、児童自立支援施設の援助技術的な中身の問題、あるいはプログラムの問題なのか、実態としてはどうなのか、少なくとも児童自立支援施設の入所状況というのは極めて低いところにあるという入所率の問題が、その背景に児童自立支援施設に対する社会全体のスティグマ、いわゆる少年法と児童福祉法の狭間にある施設というイメージというところで強いスティグマがあったというふうに私どもは理解をして、一方で児童養護施設に重篤な課題を持った子どもたちがやむを得ず入所してくるという経緯があったように思います。

それも今日では、広く子ども虐待という現実の中でグレーゾーン化して、どちらにもそういう子どもたちがいて、より重い子どもたちが児童自立支援施設に入所しているというふうな実態、そういうことからして、私が最初からしつこく申し上げるところの体系の問題をもう一度見直しながら、本来的な専門性という問題と、勿論ケアの形態論というこのもこれから出てくるとは思いますけれども、まずもってそこら辺りの議論が大事なんではないかなと、こういうふうに思ったところでございます。

奥山委員

先ほど来出ていまし、また松原先生のおっしゃっているサポートシステムというのは非常に重要だと思うんですけども、システムとしても今まではそれぞれの施設の体系というのがあって、それでどこを選ぶかということになり、入れてしまえばそれっきりみたいなところがあるわけですね。

やはり、その間のもう少し、先ほど中田先生が多機能化とおっしゃいましたけれども、もう少し入れ子になるような考え方もあっていいんだと思うんです。だから、ちょっと極端なことを言えば、児童養護施設の中に里親がいても悪くはないと思いますし、そういうところをもう少し柔軟に考えていいんじゃないかというのが1つ。

やはり、ここで議論すべきではないというので外れているのかもしれないんですけども、要するに今まで児童相談所がきちんとケアをすべきだし、サポートすべきだしということでやってきたと思うんですけども、さっきの里親さんのミスマッチングの問題に関しても、児童相談所が里親さんをうまくサポートしてこれなかったというような背景もあるんじゃないかと思うんです。

やはり、社会的養護を考えると、児童相談所との連携の仕方が常に重要なのですが、どうしても入口のところでは児童相談所が施設にお願いして終わってしまうというだけであれば、逆に社会的養護の側でその辺をつなぐケアワーカーのサポートセンターみたいなものをつくる必要があると思います。さっき言ったオーダーメイドのケアをするに当たっては、その子に寄り添えるケースワーカーさんというのは絶対に必要になってくると思うんです。

もし本当に児童相談所が全部賄い切れない分というのは、社会的養護の中でその子のケースワークをどうするのかというのを考えていかなければならないと思うんです。その辺も視点に入れていかなければならないんじゃないかなと思います。

西澤委員

今の奥山先生の話に触発されて、まだ大風呂敷を広げる段階です。

多分、児童相談所の方は、上のレベルのあれであり方が検討されていくんだろうと思いますが、この前の議論は、虐待特別委員会の議論は、児童相談所のスリム化というか、役割の特化というのがあって、それが虐待の部分に特化していく。そうなってくると社会的養護のケースワークというのは確かに抜け落ちていく可能性があるんじゃないかな。

今、それで思い出したのは、私がサンフランシスコで働いているときには、私がいた施設の子どもには社会福祉局のケースワーカーがちゃんと付いていて、その社会福祉局のケースワーカーは一時に12人のケースまで持つという、それ以上は持てないという仕組みで12人だから1月に1回はほぼ間違いなくその子のことで施設にやって来れるといった、そういうような仕組みだったということを思い出しました。

そういう意味では、そういったケースワーカー、児童相談所から引き継いでこの子のケースワークに責任を持つ担当のケースワーカーというのはどこかの部署にいて、その人が全体像を見ているというような、それがどこの施設の生活拠点があつて、それで医療はここでつないでみたい、お母さんの状況は、お父さんの状況

はこうでというケースマネジメントをやるといような、そういう発想というのは必要なような気がします。

それから、さっきのもう一つは、小規模化と地域のサポート、家庭へのサポートというのは、これもやはりアメリカ時代の経験ですが、私の施設では小規模施設ですが、その1つのユニットがファミリー・プリザーベーション・ユニットとあって、日本では家族維持ユニットとか、維持プログラムとか、ちょっと維持というのはおかしいと思いますが、要するにそこからケアワーカーを派遣して、1週間のうち5日間、1日8時間同じケアワーカーが同じ家族に派遣されて、そこで親と一緒に子育てに当たるという。そうすることによって親子を分離しないで済むといったようなそういうプログラムをやっていて、そのケアワーカーのセンターが施設内にあると。だから、施設での蓄積と、里親との関係なんかでもそういうものは応用が効くと思うんですけども、それで十分な人員配置がされていけばそういった機能を施設が担っていくという発展型としてはあり得るだろうと思います。

それから時間がないのであれですが、さっきから全然議論されていないのは、アセスメントが重要だということが言われていましたけれども、アセスメントする機関として今の一時保護所が適切かどうかという話も当然ここでは起こってくるのではなかと、いわゆる混合処遇の実態で子どもが落ち着かないで、子どもによっては一時保護所にいたからよけいに変な目に遭ったという子もいるわけで、そういうふうな状況になってくると、とてもアセスメントどころの騒ぎではないと思いますので、そういった一時保護の保護所のケアを含めての在り方の再検討というのは、ここの課題だろうというふうに思います。

中田委員

では、一言だけ。基本的に在宅福祉とか、施設とかそういうことも含めてやれば多分役所的な際限がなくなってくることに横着すると思います。

そういうときに制度的にどうするかという課題が残っていると思うので、それは1つの問題なり、課題を抱えたら、それをどこかに持ち出したら、それを公が認知するということが、そういう仕組みをつくらないと、いつまで経ってもグレーゾーンだとか、周辺領域の課題というのは1つも解決できない。

だから、制度的にはそういうものがあるという前提で制度の仕組みをつくっていくべきではないのかなと思います。

松原委員長

大体こういう委員会というのは、時間が終わるところになって議論が白熱してくるんですが、とはいえそれぞれ皆様方午後の御予定もあるかと思いますが、今日は後半の議論を進めてきて、子どもの視点から立ってみようということと、今までのように各施設種別の利害調整というようなことではなくて、もっと根本的なところで、子どもの視点に立って、社会的な養護のあり方を見直そうということについては、これは皆さんの共通した理解だったということで、非常に私も勇気づけられました。今後の議論を進めていく大きな基盤というのを確認できたんじゃないかなというふうに考えております。

もっと議論を進めたいところなんですけれども時間の関係もありますので、今日はこれで終了させていただきますが、次回の日程等について事務局から説明をお願いします。

上村課長補佐

次回、第3回の専門委員会は、8月1日金曜日14時から、また翌日、2日土曜日10時から第4回の専門委員会を国立武蔵野学院の研修棟において開催予定でございます。

唐沢課長

今回は、新しくさいたま市になりましたけれども、国立武蔵野学院の研修棟で2日続けて開催をさせていただきます。よろしく申し上げます。

併せて、次回のときに、今日いただいた御意見を先ほどの表にもう一度埋め込んで整理をいたします。

それから、御議論の参考の補強になるような数字の統計資料ですとか、それから今日先生方から出たようないろんなものを、例えば図にしたようなものを付けて、次回は御議論をしていただけるようにしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

松原委員長

ありがとうございました。3回目、4回目と場所は移しますが、公開で行うということで進めていきたいと思

いますけれども、またたくさんの議論をお願いいたします。

それでは、これもちまして第2回専門委員会を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。

(照会先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

電話 03 - 5253 - 1111 (内線7889)

(担当) 指導係